

町税等徴収対策強化特別委員会の各回において「秘密会」を議決した理由

番号	年月日	出席者			秘密会の 所要時間	秘密会の契機となった 個人情報記載資料
		委員	傍聴議員	町職員		
	該当部分発言					
1	2011.12.7	委員:9	傍聴議員:4	町職員:33	25 分	A
○委員長【室伏友三君】 次に、案件（２）平成２３年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後の審議については、内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると考えますが、秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【室伏友三君】 全員賛成。 よって、これより先の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
2	2012.5.28	委員:8	傍聴議員:4	町職員:32	30 分	A
○委員長【小澤眞司君】 なければ、次に行きたいと思います。タイヤロックの執行について、これは終わります。 それでは、案件（３）平成２４年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後、審議につきましては、滞納者の氏名、滞納金額の記載等の内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると思います。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項のただし書の規定に基づいて、委員会の議決が必要になります。 それではお諮りいたします。 秘密会とすることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、案件（３）の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
3	2012.7.18	委員:8	傍聴議員:5	町職員:27	55 分	A,B
○委員長【小澤眞司君】 次に、（２）平成２４年度滞納繰越分滞納者についてと、４ 報告（１）特定滞納者の認定についてでございますが、滞納者に関する資料提出後の審議につきましては、滞納者の氏名、滞納金額の記載等の内容を勘案しますと、秘密会とすることが適当だと考えます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書の規定に基づきまして、委員会の決議が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、案件（２）平成２４年度滞納繰越分滞納者についてと、４ 報告（１）特定滞納者の認定についての審議につきましては、秘密会とすることに決まりました。						

4	2012.11.6	委員:8	傍聴議員:5	町職員:28	50分	A,B,C
委員長【小澤眞司君】 それでは、資料 No.1 の質問を終わらせていただきます。 次に、(2) から (4) については、後で資料をお届けしますので、それを参考にしながら質問していただきたいと思います。 3 案件 (2) から (4)、また、4 報告事項 (1) 特定滞納者の認定については、使用する資料、滞納者氏名、滞納金額等の記載がありますので、審議については、秘密会とすることが適切であると思います。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項のただし書に基づき、委員会の決議が必要となります。 お諮りいたします。 秘密会とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 それでは、3 案件 (2) 300 万円以上高額滞納者の町税等の納付状況について、(3) 平成 24 年度滞納繰越分滞納者について、(4) 平成 24 年度上半期不納欠損執行予定表について、4 報告事項 (1) 特定滞納者の認定についての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
5	2013.2.21	委員:8	傍聴議員:4	町職員:26	73分	A
○委員長【小澤眞司君】 次に、(2) 平成 24 年度滞納繰越分滞納者についてのご説明をお願いいたしますが、使用する資料については、滞納者の氏名、滞納金額等の記載がございますので、審議については秘密会とすることが適切であると思います。秘密会にするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項ただし書の規定に基づいて、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方は、挙手願います。 (挙手全員) ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、案件 (2) についての審議は、秘密会とすることに決定いたします。						
6	2013.5.27	委員:8	傍聴議員:4	町職員:28	30分	配布資料には個人情報なし
○委員長【小澤眞司君】 どうもありがとうございました。 それでは案件に入りますが、厳しい滞納状況を踏まえると、案件を審議するに当たっては、個人名等を出しての説明や質疑が考えられますので、案件 (1) から (3) の全ての審議については、秘密会とすることが適切であると思います。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項のただし書の規定に基づき、委員会の決議が必要となります。 お諮りいたします。 秘密会とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、案件 (1) から (3) までの全ての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

7	2014.3.3	委員:8	傍聴議員:5	町職員:28	17 分	B
○委員長【小澤眞司君】 次に（２）平成２５年度特定滞納者の認定についてでございますが、使用する資料については、滞納者の氏名等の記載がございますので、審議については秘密会とすることが適切であると思います。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。 秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、報告事項（２）平成２５年度特定滞納者の認定についての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
8	2014.7.28	委員:7	傍聴議員:3	町職員:28	28 分	A
○委員長【小澤眞司君】 それでは、平成２６年度滞納繰越分の状況についての審議をいたしましたが、平成２６年度滞納繰越分の滞納者についての名簿の用意があるということでございますので、これからその審議に入りたいと思います。 これは、秘密会とすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項のただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、秘密会とすることに決定いたしました。						

9	2014.10.29	委員:8	傍聴議員:3	町職員:27	33分	関連配布資料なし
○委員長【小澤眞司君】 2点の報告がございましたが、他にございますか。 (なし) ○委員長【小澤眞司君】 特にないようですので、私の方からお伺いいたします。 9月30日の全員協議会の中で、延滞金の未納についての発言をされた方がいましたが、その後どうなったか、お伺いいたします。 松野徴収対策室長。 ○徴収対策室長【松野善一君】 9月30日の全員協議会では、一般論という形で答弁させていただいたということでございます。 ○委員長【小澤眞司君】 9月定例会中の総務文教・福祉常任委員会でも、忠州市のりんごマラソン大会の町税等の滞納がある参加希望者について、町側に説明を求めたと記憶しております。 滞納に関する所管委員会でございますので、その後の経過があれば聞きたいと思いますが、委員の皆様どうですか。 (「異議なし」の声あり) ○委員長【小澤眞司君】 異議なしという声がございました。 それでは、この件につきまして、改めて町側にお伺いをしたいのですが、個人情報等の関係がございまして、秘密会とすることが妥当であると判断いたします。いかがですか。 (「異議なし」の声あり) ○委員長【小澤眞司君】 ご異議なしと認めます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項のただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 ここでお諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) ○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。 よって、ここからは秘密会とすることに決定いたしました。						
10	2015.7.17	委員:7	傍聴議員:2	町職員:26	21分	A
○副委員長【善本真人君】 説明が終わりました。何かご質問等はございますか。 (なし) ただいま、平成27年度滞納繰越分の状況について審議をいたしましたが、平成27年度分滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。名簿には、滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○副委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

11	2015.11.16	委員:7	傍聴議員:4	町職員:24	47 分	b,C
○委員長【善本真人君】 次に案件（5）平成 27 年度特定滞納者の取消についてと（6）平成 27 年度不納欠損予定額については、事前に資料を確認しましたところ、個々の滞納者の氏名等が含まれておりますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項 ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。 秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
12	2016.3.16	委員:7	傍聴議員:4	町職員:27	47 分	B
○委員長【善本真人君】 次に（2）特定滞納者の認定についてですが、事前に資料を確認したところ、個々の滞納者の氏名等が含まれておりますので、これからの審議につきましては、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
13	2016.7.19	委員:9	傍聴議員:3	町職員:28	26 分	A,b
○委員長【善本真人君】 ただいま平成 28 年度滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、平成 28 年度滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。事前に名簿を確認したところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございます。 また、次の案件（5）特定滞納者の認定取消しについても事前に資料を確認したところ、滞納者の氏名等が含まれておりますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第 16 条第 1 項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。 秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

14	2016.11.21	委員:9	傍聴議員:3	町職員:29	26分	C
○委員長【善本真人君】 次に（４）平成２８年度不納欠損予定額については、事前に資料を確認したところ、個々の滞納者の氏名等が含まれておりますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
15	2017.3.8	委員:9	傍聴議員:3	町職員:27	21分	B,C
○委員長【善本真人君】 次に（５）平成２８年度不納欠損予定額（追加）についてと、報告事項（１）平成２８年度特定滞納者の認定については、事前に資料を確認したところ、個々の滞納者の氏名等が含まれておりますので、これらの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
16	2017.7.24	委員:9	傍聴議員:5	町職員:27	20分	A
○委員長【善本真人君】 ただいま、平成２９年度滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、平成２９年度滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。事前に名簿を確認しましたところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会にすることが適当であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項ただし書きの規定に基づき、委員会の決議が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

17	2017.12.7	委員:9	傍聴議員:3	町職員:25	57分	A,C
○委員長【善本真人君】 ただいま、平成29年度9月末滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、平成29年度9月末滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。事前に名簿を確認しましたところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございます。 また、このあと審議していただきます、案件(4)平成29年度不納欠損予定額についてに係る資料No.4及びその他で報告を受ける高額滞納案件につきましても、資料の中に滞納者の氏名等の記載がございますので、これらの審議につきましては、秘密会にすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の決議が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これらの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
18	2018.3.26	委員:9	傍聴議員:3	町職員:23	26分	C
○委員長【善本真人君】 ただいま、平成29年度不納欠損予定額について審議していただきましたが、不納欠損予定者の名簿の用意があるということでございます。事前に名簿を確認しましたところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【善本真人君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
19	2018.7.18	委員:9	傍聴議員:4	町職員:25	15分	A
○委員長【原田 洋君】 ただいま、平成30年度滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、平成30年度滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。事前に名簿を確認しましたところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会にすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

20	2018.11.27	委員:9	傍聴議員:3	町職員:24	63分	b,C
○委員長【原田 洋君】 次に、(4)平成30年度町民税等の不納欠損についてと、報告事項(1)特定滞納者の取り消し等については、事前に資料を確認したところ、個々の滞納者の氏名等が含まれておりますので、これからの審議については、秘密会とすることが適当であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の決定が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
21	2019.2.25	委員:8	傍聴議員:4	町職員:27	21分	C
○委員長【原田 洋君】 ただいま、平成30年度不納欠損予定額(案)について審議していただきましたが、不納欠損予定者の名簿の用意があるとのことですので、事前に名簿を確認しましたところ、名簿には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適当であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
22	2019.7.23	委員:9	傍聴議員:4	町職員:31	21分	A,b,C
○委員長【原田 洋君】 次に、案件(3)平成30年度不納欠損について、案件(4)令和元年度滞納繰越分の状況について、4 報告事項(1)特定滞納者の認定取り消しについてですが、事前に資料を確認いたしましたところ、資料には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
23	2019.12.2	委員:9	傍聴議員:3	町職員:31	159分	C,D
○委員長【原田 洋君】 次に、案件(3)令和元年度不納欠損予定額について、報告事項(1)搜索の実施についてですが、事前に資料を確認しましたところ、資料には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これからの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						

24	2020.2.21	委員:9	傍聴議員:3	町職員:27	17分	D
○委員長【原田 洋君】 次に、4 報告事項(1) 搜索の実施についてでございますが、事前に資料を確認しましたところ、資料には滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思われます。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) ○委員長【原田 洋君】 全員賛成。 よって、これらの審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。						
25	2020.7.20	委員:9	傍聴議員:5	町職員:18	33分	A,D
○委員長【原田 洋君】 それでは、ただいま令和2年度滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、名簿の用意があるということでございます。 また、次の報告事項(1) 搜索による差押品のインターネット公売の結果についての資料ですが、事前に確認しましたところ、いずれの資料にも滞納者の氏名等の記載がございますので、これからの審議については、秘密会とすることが適切であると思います。 秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。 お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (中略——この間、土屋委員と町長・副町長間の質疑応答、熊谷委員・松井副委員長らの発言あり) ○10番【室伏重孝君】 先ほど聞いていて、いろいろ意見はあったようですけども、委員長に権限が与えられてますので、ここでもう秘密会にするということ、決を採るということ、それを進めていただきたいと思います。だいたい、それでかなり時間食ってますので、もうだいたい議論は尽きてると思いますので、それで進めていただきたいと思います。 ○委員長【原田 洋君】 いま室伏重孝委員からもありましたように、午前中にだいぶのご意見を私は頂戴いたしました。ここで、秘密会にすることをお諮りいたします。賛成の方の挙手を求めます。 (賛成者挙手) ○委員長【原田 洋君】 賛成多数。 ただいま、秘密会とすることに決定いたしました。湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定による退席は求めません。皆さんの出席をお願いいたします。						

町税等徴収対策強化特別委員会の秘密会における配布資料等一覧表（再掲）

番号	年月日	出席者			秘密会の 所要時間	秘密会に配布 された個人情報記載資料
		委員	傍聴議員	町職員		
1	2011.12.7	9	4	33	25 分	A
2	2012.5.28	8	4	32	30 分	A
3	7.18	8	5	27	55 分	A,B
4	11.6	8	5	28	50 分	A,B,C
5	2013.2.21	8	4	26	73 分	A
6	5.27	8	4	28	30 分	配布資料に個人情報なし
7	2014.3.3	8	5	28	17 分	B
8	7.28	7	3	28	28 分	A
9	10.29	8	3	27	33 分	配布資料に個人情報なし
10	2015.7.17	7	2	26	21 分	A
11	11.16	7	4	24	47 分	b,C
12	2016.3.16	7	4	27	47 分	B
13	7.19	9	3	28	26 分	A,b
14	11.21	9	3	29	26 分	C
15	2017.3.8	9	3	27	21 分	B,C
16	7.24	9	5	27	20 分	A
17	12.7	9	3	25	57 分	A,C
18	2018.3.26	9	3	23	26 分	C
19	7.18	9	4	25	15 分	A
20	11.27	9	3	24	63 分	b,C
21	2019.2.25	8	4	27	21 分	C
22	7.23	9	4	31	21 分	A,b,C
23	12.2	9	3	31	159 分	C,D
24	2020.2.21	9	3	27	17 分	D
25	7.20	9	5	18	33 分	A,D

「一覧表」に対する注記

①「委員」には正副議長が含まれる

②「町職員」には書記（議会事務局）を含まない

③資料欄の略号の意味は以下のとおり

A 滞納繰越分滞納者の名簿

B 特定滞納者※の認定資料

b 特定滞納者認定取り消しに関する資料

C 不納欠損執行予定表

D 搜索実施報告

※湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例第3条に該当する「著しく誠実性を欠く」者

④公表資料に掲載されている「滞納者」数の例示

A：滞納繰越分滞納者の数（2013.12.31 現在→2014.3.3 特別委に提出）

滞納額

500 万円以上	32	
300 万円以上	40	
100 万円以上	286	
100 万円未満	2770	（うち 5 万円未満 822）
	3128	

B：審査委員会（2012.4.24）に認定申請された特定滞納者の数 44 人

（→2012.5.28 特別委に提出）

C：不納欠損理由別一覧（2011.5.31 現在→2012.2.29 特別委に提出）

時効成立	53	
財産なし	211	
会社倒産	5	社
本人死亡	49	
生活困窮	41	
転居先不明（町内）	50	
同（町外）	42	
計	451	（8,840 万円）

D：公表資料なし